**入　札　公　告**

　次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号、以下「施行令」といいます。）第１６７条の６第１項及び御杖村契約規則（昭和４０年御杖村規則第１号、以下「規則」といいます。）第３条の規定により公告します。

　令和７年６月３０日

御杖村長　伊　藤　　収　宜

（公　印　省　略）

１．一般競争入札に関する事項

　（１）業務名　　　　御杖村公共施設清掃委託業務

　（２）履行期間　　　契約締結日から令和１０年３月３１日まで

　　　　　　　　　　　　御杖村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第１条第２号及び御杖村長期継続契約を締結することができる契約に関する規則第３条第１号に基づく長期継続契約であり、翌年度以降歳出予算の減額又は削除があった時は契約を解除することがある。

　（３）業務の概要　　御杖村内公共施設の床、窓ガラス等の清掃業務

　（４）入札方法　　　入札は、業務一式（３年間）の総額で行います。落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

　　　　　　　　　　　入札は、郵便によるものとします。

２．競争入札に参加する者の必要な資格

　次に掲げる（１）から（８）に該当する者が、この入札に参加することができます。

1. 施行令第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。
2. 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加資格停止措置要領による入札停止措置期間中でない者であること。

　（３）令和６・７年度御杖村入札参加者名簿に登録があること。

　（４）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更正手続開始の申立て、または破産法（平成１６年法律第７５号）の規定よる破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

　（５）直近３カ年以内に地方公共団体等と同様の契約を締結し、その実績があること。

３．契約条項を示す場所及び日時

　（１）入札手続きの担当部局、問い合わせ先

　　　　　〒６３３－１３０２　　奈良県宇陀郡御杖村大字菅野３６８番地　　御杖村役場　総務課

　　　　　電　話　０７４５－９５－２００１

　　　　　ＦＡＸ　０７４５－９５－６８００

　（２）入札説明書及び仕様書の交付場所、期日

　　　　　ア）場所　３．（１）に示す場所及び御杖村ホームページからダウンロードしてください。

　　　　　イ）期日　公告の日から７月２２日（火）午前９時から午後５時まで

４．入札説明会及び質疑等

　（１）入札説明会

　　　　　開催しません。

　（２）質疑等

　　　　　疑義が生じた場合は、質疑書（入札説明書の様式１）により令和７年７月８日（火）午後５時までＦＡＸにより受け付けます。

　　　　　回答は、令和７年７月９日（水）午後５時までに御杖村ホームページ上に掲載します。（ただし掲載する回答はこの入札に関する質疑であって、本公告からは判断できない、又は判断が困難な質疑に対する回答に限ります。回答がない場合は掲載しません。）

５．競争入札参加資格確認申請書（入札説明書の様式２－１）の提出について

　（１）郵便または持参による提出とする。

　（２）提出期限　令和７年７月１４日（月）午後５時必着とする。

　（３）提出場所　３．（１）に示す場所

６．入開札の場所及び日時

　（１）日時　令和７年７月２３日（水）午後１時１５分

　（２）場所　奈良県宇陀郡御杖村菅野３６８番地　　御杖村山村開発センター会議室Ａ

　（３）郵便による入札

入札は、郵便により行います。この場合は書留郵便とし、封筒の表面に「御杖村公共施設清掃委託業務に係る入札書」と記入して、入札日の前日までに入札説明書５(３)アに記載する場所へ到着するようにしてください。

７．入札保証金

　　　免除とする。

８．その他

　（１）　契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

　　　　　日本語及び日本国通貨とします。

　（２）　契約保証金

規則第２１条に定めるところによります。ただし、第２２条の規定に該当する場合は免除します。なお、第２２条第１項（３）にある「国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上」については、「国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約について２回以上」とします。

1. 入札者に要求される事項

この公告に示した競争入札参加資格のない者の入札、規則第１０条の４に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

1. 契約書作成の要否

要します。

1. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

1. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

　　　ア　　落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以 下「法」といいます。）第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

　　　イ　暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

　　　ウ　落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団または暴力団員を利用しているとき。

　　　エ　落札者の役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

　　　オ　落札者の役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

　　　カ　この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）にあたって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

　　　キ　この契約に係る下請契約等にあたって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除きます。）において、本村が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

1. 契約の解除

　　　　　契約締結後、契約者について（６）のアからキまでのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団または暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅延なくその旨を本村に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合、契約者は損害賠償金を納付しなければなりません。

　　　　　なお、（６）のア、ウ、エ及びオ中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

1. その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。